

瑞穂監第38号  
平成27年 1月22日

瑞穂市長  
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長  
若 園 五 朗 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 広 瀬 武 雄

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「市民課」における平成26年4月1日から平成26年9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「使用料手数料（旅券（パスポート）発給事務）」についての監査を行った。

市民課は、職員9名と補助職員4名で次の事務を行っている。

- (1) 戸籍に関すること
- (2) 住民基本台帳に関すること
- (3) 特別永住者等に関すること
- (4) 印鑑登録に関すること
- (5) 身分証明に関すること
- (6) 戸籍、住民票等の広域相互発行に関すること
- (7) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること
- (8) 人口動態に関すること
- (9) 火葬場運営管理に関すること
- (10) 旅券発給事務に関すること
- (11) 埋火葬許可に関すること
- (12) 祭壇の使用に関すること
- (13) 墓地に関すること
- (14) 犯歴等に関すること
- (15) 契約に関すること
- (16) 広報に関すること
- (17) 公的個人認証サービスに関すること
- (18) 印紙等購買基金に関すること
- (19) 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法の支援措置に関すること
- (20) 道路、水路、河川、公園及び交通安全施設に関する申請受付に関すること
- (21) 放置自転車及び屋外広告物の申請受付に関すること
- (22) 農業関係文書の申請受付に関すること
- (23) 上下水道の簡易な申請受付に関すること
- (24) 教育委員会関係の簡易な申請受付に関すること
- (25) 害虫駆除、消毒機貸出し、その他の環境に関する簡易な申請受付に関すること

#### 2 監査の実施日

平成26年11月11日（火）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び旅券発給事務の状況

について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果と意見

### 1 財務について

「市民課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成26年9月末現在

	予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
歳入	26,336,000	12,488,506	47.4
歳出	131,440,000	62,003,790	47.2

また、旅券発給事務にかかる収支状況は次のとおりである。

#### 【収入】

単位：円

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県交付金	1,108,000	229,000	0
基金利子	99	636	101
手数料(収入印紙)	110,637	147,590	93,636
手数料(県収入証紙)	20,640	12,160	5,759
合計	1,239,376	389,386	99,496

#### 【支出】

単位：円

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
賃金	774,720	1,575,264	794,500
旅費	0	555	185
需用費	20,000	1,155	3,872
委託料	-	14,700	25,920
備品購入費	603,065	-	-
合計	1,397,785	1,591,674	824,477

単位：円

差額	▲158,409	▲1,202,288	▲724,981
----	----------	------------	----------

※平成26年度は9月末現在

旅券発給事務の開始に伴い、当市は補助職員を1名雇用し、その職員は旅券発給事務及び窓口業務を行っている。費用対効果を数字から見ると、県からの交付金収入は僅かであり、人件費(賃金)が多くかかりすぎていると言わざるを得ない状況にある。

### 2 旅券発給事務について

平成16年の旅券法改正に伴い、平成18年に旅券発給事務が市町村に権限移譲され、当市は平成24年10月1日から市民課において旅券発給

事務を開始した。これにより、旅券発給の申請（交付）はこれまで同様の岐阜県旅券センター（以下、「旅券センター」という。）と市民課のいずれかで手続できることとなった。旅券発給事務は、大まかな事務の段階として「申請」、「審査」、「作成」、「交付」の4段階に分けることができ、このうちの「申請」と「交付」を行っており、市民課によれば発給事務の状況は次のとおりである。

申請種類		平成24年度	平成25年度	平成26年度
申請 (交付)	新規			
	10年旅券	131件	209件	99件
	5年旅券	76件	155件	57件
	5年旅券(12歳未満)	14件	38件	26件
	記載事項の訂正	13件	23件	10件
	査証欄の増補	0件	0件	0件
その他(相談等)		90件	515件	223件
合計		324件	940件	415件

※平成24年度は、平成24年10月から平成25年3月までの件数

※平成26年度は、平成26年4月から9月までの件数

平成25・26年度は、その他(相談等)の件数が、合計件数の半数以上となっている。

権限移譲による申請者のメリットとして、これまで申請に必要とされる戸籍謄(抄)本を市役所で取得し、旅券センターで旅券の申請をしていたものが、取得と申請を市役所で一括して行うことができるようになり、旅券センターまでの経費と時間の負担軽減が図れることがあげられる。

しかし、旅券センターによる平成25年度の新規発給申請件数は次のとおりであり、当市にそのメリットは伺えない。

申請窓口	瑞穂市		県全体	
	申請件数	利用率	申請件数	利用率
旅券センター	901件	69.1%	17,775件	37.6%
市町村	403件	30.9%	29,529件	62.4%
合計	1,304件	100.0%	47,304件	100.0%

これは、当市は旅券センターまで県内で一番近い距離にあり、加えて、申請から交付までの所要日数、窓口の取扱日時が影響していると考えられる。

またデータによれば、県全体における旅券申請件数は年々減少傾向にあり、市町村窓口での旅券申請も同様に減少するものと推測され、旅券発給にかかる事務量の増加は考えにくい。

しかしながら、当市における旅券に関する事務処理は、旅券センター

への確認を必要とする専門的な内容もあり、時間がかかることも多く、申請件数が少ないとはいえ、その事務量が少ないとは言い切れず、人員の確保は必要とされるものである。行政サービスの低下を招くことなく効果的な雇用としていただくようお願いしたい。

旅券センター利用についてのわかりやすい説明や、申請時に注意喚起を行うといった対応や工夫が必要であると考えるので事務負担の軽減に向けて検討をお願いしたい。

### 3 収入印紙等購買基金の額について

旅券発給事務に併せて、発給にあたり納付しなければならない手数料の収入印紙及び県収入証紙の売りさばきに関する事務を行うため収入印紙等購買基金が設置された。

収入印紙等購買基金の額は500万円で、そのうちの200万円は定期預金として運用している。当初の申請（交付）見込み件数は、権限移譲前の旅券センターでの申請件数を基に算出しているが、旅券センターでの利用が7割近くある現実を踏まえると、基金の500万円は妥当かどうか、またその必要性について運用状況を見極めながら検討をお願いしたい。

以上